



環境省(地域再生・非予算)

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(支援措置)の内容						
環境省	1320060	他用途の民活特定施設への転用(リニューアル)に対する支援		民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条、附則2条補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	C	-	整備計画を変更するときは主務大臣の認定を受けなければならない。民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法は平成十八年五月二十九日までの限時法である。補助事業等により取得した財産は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け、又は担保に供してはならない。		御提案の民活特定施設(民活法第2条第1項第3号、4号、13号、14号)については、環境省は所管していない。									1132	11322011	洲本市	民活施設の活用による「みなと」再生構想	民活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととし、その整備事業に対しては、同法所定の支援措置を適用する。併せて、同法の失効期日である平成18年5月29日以降も同法の適用があるものとする。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく(財産の目的外処分禁止期間)に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。						
環境省	1320070	環境行政権限の移譲	-	-	-	-	-	-	具体的な要望内容が不明なため、各法律のどのような権限の委譲を想定されているのか教示されたい。									1348	13482010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	環境行政と一体化した森林水産業の競争力強化	水質保全、土壌汚染防止、森林保護など農林水産業と密接に関連する環境行政の権限を国から「関西州(産業再生)特区」の組織に移譲すること。						
環境省	1320080	社会資本整備にかかる権限移譲	国土利用計画法	国土利用計画法に基づく(計画)は、全国の区域につき国土の利用に関する基本的な事項について国が定める全国計画。都道府県が当該都道府県の区域における国土の利用に必要事項を定める都道府県計画、市町村が当該市町村の区域における国土の利用に必要事項を定める市町村計画がある。	E	-	国土利用計画法に基づく(計画)は、そもそも関西全域を対象とするような計画に関する規定が国土利用計画法にはないため、権限移譲の対象とはならない。												1474	14742010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	社会資本の選択集中型整備事業の推進	社会資本の選択集中型整備事業を推進するため、「関西州(産業再生)特区」が法的根拠をもった関西全域の長期総合計画と社会資本整備重点計画を策定できるよう、国土総合計画法、近畿圏整備法、社会資本整備重点計画法等に基づく(所要)の権限を国から「特区」に移譲すること。					
環境省	1320090	CO2排出権取引制度に係るポイントシステムのルール化	-	-	C	-	京都議定書の運用細則であるマラケシュ合意上、国内の植林活動・森林経営等により得られた吸収量クレジットによって、削減量を代替することが可能とされているが、吸収量クレジットの発行には国別に上限(我が国は1300万t-C、基準年排出量の3.9%)が設けられている。我が国では、地球温暖化対策推進大綱において、6%削減約束のため、その3.9%を超えた吸収量クレジットを発行することはできないことから、仮に吸収量クレジットの一部を排出削減の代替として用いることを認めようとする。その代替分は吸収量としてカウントできなくなり、吸収量の目標である3.9%に不足が生じ、国全体として京都議定書の約束が達成できなくなるおそれがある。よって、吸収量を排出権取引の対象とすることは困難であると考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。3.9%を実現するための行為について排出権取引の対象とすることについて検討できないか。	今回の提案を少し幅広くとらえていただきたい。確かに京都議定書の目標達成を視野に入れた提案であるが、京都議定書で達成が求められているのは最低目標であり、日本としてそれを超える環境貢献をすることが制限されるわけではないはずである。各企業が環境に対する認識を高め、自主的に環境に貢献する活動として森林造成活動をしていくことを誘発する動きとして、排出権取引が日常的に行なわれる環境づくりを推進していく事は大切であると考える。同時にこうした動きが中山間地の振興対策として極めて重要な意味を持っていることにも考慮していただきたい。企業が森林造成に関心を持つことで、苦境にあえいでいる日本の中山間地に新たな資金導入の期待がもてる。日本に大規模な山林火災が少ないのは、森林管理ができていないこと無縁ではないはずである。中山間地が長い歴史をかけて蓄々と築いてきた森林保全の仕組みを崩壊させないため、環境省として一つのセクショナルな回答を寄せるのではなく、大きな視野での検討、回答を寄せられることを期待する。本日(7月29日)の地元紙に温暖化対策中間報告書について簡単な記事があった。その中では、企業で温暖効果ガス排出量をやりとりする国内排出権取引など、新たな制度の導入が必要とする案をまとめたこと、7月24日には福岡県、佐賀県、岩手県、岐阜県、和歌山県の5県で「地方分権研究会」を結成し、排出権取引に関する実験を行なうとの記事がでた。今回の今回の提案は、こうした動きに連動するものであり、環境に対する各界各層の国民の積極的な関与が期待されている。環境省としての誠意ある回答を期待したい。	現在、中央環境審議会において地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し審議が行われており、この中で国内排出権取引制度を含む追加対策・施策の検討が行われている。京都議定書の運用細則であるマラケシュ合意上、国内の植林活動・森林経営等により得られた吸収量クレジットによって、削減量を代替することが可能とされているが、吸収量クレジットの発行には国別に上限(我が国は1300万t-C、基準年排出量の3.9%)が設けられている。我が国では、地球温暖化対策推進大綱において、6%削減約束のため、その3.9%を超えた吸収量クレジットを発行することはできない。よって、仮に吸収量クレジットの一部を排出削減の代替として用いることを認めようとする。その代替分は吸収量としてカウントできなくなり、吸収量の目標である3.9%に不足が生じ、国全体として京都議定書の約束が達成できなくなるおそれがある。よって、吸収量を排出権取引の対象とすることは困難であると考えられる。なお、地球温暖化対策の推進の観点から、森林の整備・保全は重要であり、地球温暖化対策推進大綱では、吸収量の確保について、政府はもとより、森林所有者、林業及び木材産業の事業者、更には地方公共団体や森林及び林業に関する団体を含め、関係者全体による多大な努力が必要である国民的課題であり、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を着実に総合的に実施することが不可欠であるとしている。														1234	12342020	大分県中津江村	CO2排出権取引の制度化	森林による還元効果を含めたCO2排出権取引を制度化し、森林再生力を持つ中山間地に企業の直接投資を誘導するシステムを構築する。中津江村は、W杯カメルーン国キヤンプの受入により高い知名度を持っているので、企業からの投資を呼び込みやすい環境にある。この地域特性を活かして地域に仮に150,000千円/年の投資を呼び込めれば、労働集約型の事業であり、ほとんどは人件費のため、30人の雇用発生が望める。
環境省	1320100	防災・危機管理に関する権限移譲	-	-	-	-	防災・危機管理に関する権限を「関西州(産業再生)特区」に委譲することについては、道州制に関する政府全体の議論を踏まえつつ、政府全体で慎重に検討すべき課題である。												1475	14752010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はしめ所要の法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災・災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること。					



環境省(地域再生・非予算)

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(支援措置)の内容
環境省	1320150	狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定権限の委譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第10条	狩猟鳥獣は、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がそのおそれのないものとして環境省令で定めることとされている。また、環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟鳥獣の保護の現地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、必要な禁止又は制限をすることができるとされている。	C及びD-1		1. 分布が偏っている種について、北海道において多数生息しているとの理由で、その種を狩猟鳥獣に指定し捕獲を促進すると、北海道での当該種の減少が、全国的な観点から当該種の維持に大きな影響を及ぼす可能性がある。 2. 特定の種を狩猟鳥獣とした場合、その捕獲が促進されることから、道内の野生鳥獣はもちろん、道内に生息する渡り鳥にも影響を与えることとなる。このうち、道外と行き来する渡り鳥への影響は、当然道外の生態系への影響を及ぼすこととなる。 3. このため、道の実情に応じて狩猟鳥獣が指定された場合、全国的な種の維持、他地域の生態系への影響も考えられることから、狩猟鳥獣の指定に当たっては、全国的な鳥獣保護の観点から指定する必要がある、道という限られた地域で狩猟鳥獣を定めることは適切ではない。 4. 外来種であっても、既に生態系の構成要素となっており、他の要素を駆逐するなど生態系を破壊するものではない限り、保護の必要がない鳥獣ではない。当該外来種による農作物等への被害を防止するために有害鳥獣捕獲を行うことは、狩猟鳥獣に指定しなくても可能である。 5. また、1日1人当たりの制限方法を改めた場合、鳥獣の繁殖心が低い初年度に多数の狩猟者が集中し、結果として1日1人当たりの制限方法に比べて大量の狩猟鳥獣が捕獲される可能性が高く、鳥獣保護上適切ではない。また、1日1人当たりの捕獲数、狩猟者登録数を管理し、許可捕獲による捕獲数も念頭に、狩猟期間中の総捕獲数を設定することは特に規制はない。なお、特に保護管理が必要な鳥獣について、知事が特定鳥獣保護管理計画を策定し、1日当たりの捕獲数を緩和することも現行において可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	北海道の提案の趣旨は、鳥獣の種毎に最適な取扱いを行うことにより、適切な種の保護管理及び生物多様性の保全を果たすこととあり、そのためには、種及び生物多様性の適切な保護を念頭に置いて、科学的知見に基づき判断を行うべきものとする。 従って、指摘のような、本来の目的に合致しない事象が生じないようにすることは当然である。 また、いずれにする国が決定する事項について、北海道の自然状況等により特別な配慮が必要な場合もあると考えられる。そのような実態に対する対処方法を検討されたい。	C及びD-1		全ての鳥獣の捕獲は原則禁止となっているが、狩猟鳥獣はその捕獲禁止の規定を除外し、一定の制限のもとで捕獲の目的を問わない捕獲が認められた制度である。したがって狩猟鳥獣の選定は、当該鳥獣の保護の観点から、国際的、全国的な視点で慎重な検討が必要であり、地域において判断が可能となるような性格のものではない。 狩猟鳥獣の種類を指定する権限の委譲にあたっては、渡り鳥と希少種が除外されているとあるが、このことは上記の考え方から当然である。 また、渡り鳥と希少種を除外すれば、道外の生態系には影響を与えないとの指摘であるが、生態系は全ての鳥獣との複雑な関わり合いの中で微妙なバランスの上に成り立っているものであり、地域の実情に応じた狩猟鳥獣を指定することにより間接的に渡り鳥や希少種への影響を与えることは否定できないことから、各都道府県の判断により狩猟鳥獣の種類を決定することは認められない。 なお、地域の実情に応じた適切な種の保護管理が目的であれば、捕獲数や捕獲区域、捕獲時期などを実情に合わせて運用できる捕獲許可制度を活用する方が、他の生態系に与える影響を最小限に留めながら、適切な種の保護の目的を達成することができる。 なお、特定の種について、許可捕獲は既に実施しており、その上で、より合理的な保護管理を実現するために、本提案を行ったものである。	特定鳥獣について、国全体の観点からも北海道において狩猟鳥獣とすることに問題が生じない場合、国の規定として狩猟鳥獣に指定する場合はありうると考えたいか。	C及びD-1		前回の回答のとおり、狩猟鳥獣とすることが適当と思われる種について、要望があれば、国際的、全国的な観点から調査し、その可否について検討を行うことは可能である。	1588	15882010	北海道	野生動物保護管理プラン	狩猟鳥獣の種類、捕獲数の決定権限を道に委譲する。 (ただし、全国的見地から保護管理を行うべき渡り鳥および第7条第5項第1号に定める希少種を除く) なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。	
環境省	1320160	狩猟の期間の決定権限の委譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第3項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条	狩猟期間は、毎年十月十五日(北海道においては、毎年九月十五日)から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間とされており、さらに、環境大臣は、狩猟鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等を制限することができる。	C及びD-1		1. 狩猟期間は、全国的な視点から、人間に危害を及ぼすことなく(安全に狩猟を行うのみならず、鳥獣全般の保護(出産・産卵・抱卵・子育て)を図り、生態系に対する影響を回避する観点から、国が期間を指定(3月15日～4月15日)しているものである。 このため、現在の狩猟期間を超えて指定した場合、上記のような人間に対する安全性や生態系への影響を回避できず、さらに、他の地域から狩猟者が大量に流入することが想定され、過剰な捕獲圧がかかり鳥獣の保護上支障が生じるだけではなく、自然とのふれあいを求めて北海道を訪れる多くの者の安全確保を図ることが困難になることが想定される。 2. また、狩猟期間は特定の狩猟鳥獣のみを考慮して定められるのではなく、捕獲の対象となる鳥獣以外の鳥獣や生態系に配慮する必要がある。そのため、原則として種毎ではなく(狩猟鳥獣全体に対して狩猟期間を定めているものであり、国の定める狩猟期間を超えて、種ごとに狩猟期間を設定することは、鳥獣及び生態系の保全に加え安全確保の観点からも適切ではない。 3. なお、知事が特定鳥獣保護管理計画を策定した場合は、当該特定鳥獣については、狩猟期間内で捕獲期間を弾力的に運用できることとなっていること、保護管理の観点から特定計画に基づく種ごとの個体調整が必要な場合、農林水産業に被害がある場合には、狩猟期間にかかわらず許可を受けて捕獲できることとなっている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 特にヒグマ及びアライグマについて、どのように対処すべきと考えているかについて、再度検討されたい。	C及びD-1		狩猟期間は、全国的な視点から、人間に危害を及ぼすことなく安全に狩猟を行うのみならず、鳥獣全般の保護(出産・産卵・抱卵・子育て)を図り、生態系に対する影響を回避する観点から国が期間を指定しているものである。なお、北海道においては、上記の点を踏まえ、北海道以外よりも1ヶ月早い9月15日から狩猟期間としており、鳥獣全般の保護等に支障のない範囲でその気候的な特徴も考慮して決定されているところである。 種毎の適切な保護管理及び生物多様性の保護が目的のことであり、「具体的鳥獣の実施内容」を併見し、その他の鳥獣への影響に配慮した生物多様性の保護に対する対策が確認できない。また、人への安全の確保についても、人間活動が盛んなる時期に狩猟を行うことによる安全確保は事実上困難である。 しかし、種毎の適切な保護管理及び生物多様性の保護を図ることが目的なのであれば、捕獲数や捕獲区域、捕獲時期などを実情に合わせて運用できる捕獲許可制度を活用する方が、適切な保護管理及び生物多様性の保護の目的を達成することができる。 なお、ヒグマやアライグマ等についても、種毎の適切な保護管理及び生物多様性の保護を図ることが目的なのであれば、捕獲数や捕獲区域、捕獲時期などを実情に合わせて運用できる捕獲許可制度を活用する方が、適切な保護管理及び生物多様性の保護の目的を達成することができる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C及びD-1		保護管理の合理性を求めらるれば、捕獲区域、捕獲時期などを実情に合わせて適切かつ十分な運用ができる捕獲許可制度を活用する方が有効である。	1588	15882020	北海道	野生動物保護管理プラン	狩猟期間の決定権限を北海道に委譲する(ただし、全国的な見地から保護管理を行うべき渡り鳥を除く)。 なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。		
環境省	1320170	危険薬法の許可権限の委譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第37条	法第九条第一項に規定する目的で危険薬法により鳥獣の捕獲等を行うようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないとされている。	C		1. 爆発物や劇薬、毒薬等の危険薬法の使用については、人間の身体又は生命に対する危害を予防し、公共の安全を維持する観点から禁止されているが、環境大臣が特別に許可した場合のみ使用が認められている。 2. 危険薬法許可に当たっては、安全上の問題もあり、全国統一的な基準に基づき許可の可否が決定される必要があることとなる。 3. 麻酔薬については、その成分の人体に対する影響から劇薬に指定されており、その使用については人命に関わる事項であることから、国が全国統一的な基準に基づき許可の判断を決定していく必要があり、事務の迅速化等を理由に、権限を委譲することは適切ではないとされている。 4. 本特例事項の提案理由が事務の迅速化等にあることから、国として適切に対応できるよう努力して参りたい。 5. なお、北海道の自然環境の特異性と特例事項との関係が不明である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C		権限委譲の可否は利用頻度で判断されるものではなく、捕獲薬としての危険度で判断すべきものである。 麻酔薬による捕獲は劇薬を用いた危険薬法であるため、各都道府県の独自の判断基準に基づき許可の可否を判断することは適当ではなく、全国統一的な基準により、引き続き国が判断していく必要がある。 なお、提案の理由は緊急時に迅速な対応が可能となることと理解しているが、これに対しては緊急時の連絡体制を整備するなど適切に対応するものとする。	B-2		麻酔薬が通常の装薬銃と比較して危険度が高い合理的な理由があれば、それを示されたい。 また、回答では、「全国統一的な基準により、ひき続き国が判断していく必要がある。」とされていることから右の意見も踏まえ提案について再度検討されたい。	回答にあるように、緊急時の対応については、ご尽力をお願いしたい。 また、回答では、「全国統一的な基準により、ひき続き国が判断していく必要がある。」とされていることから右の意見も踏まえ提案について再度検討されたい。	1588	15882050	北海道	野生動物保護管理プラン	危険薬法の許可を知事の権限とする(ただし、麻酔薬を使用した捕獲方法に限る)。 なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。		

環境省(地域再生・非予算)

担当府省庁名	管理コード	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項(支援措置)管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項(支援措置に係る提案事項)の内容
環境省	1320180	国指定鳥獣保護区での捕獲許可権限の移譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項	学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、法第7条第2項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う者は、法第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするときは環境大臣の、それ以外の場合においては都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。	C	-	1. 国も都道府県もそれぞれが指定する鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲には許可が必要であるが、特に、特定鳥獣保護管理計画の区域が国指定鳥獣保護区に重複する場合は、協議及び捕獲についての情報の交換も行われ、また、国による捕獲の許可は、当該計画の達成に資するよう配慮されるものとなっており、適切に対応できるよう努めているところ。 2. また、国指定鳥獣保護区の指定及び管理は国際的又は全国的な鳥獣の保護の必要性の観点から国が行うものとなっており、この観点から有害鳥獣捕獲の許可についても国が行うべきものと考えている。 3. 本特例事項の提案理由が被害への迅速な対応であることから、国として道とも協力して適切に対応して参りたい。 4. なお、北海道の自然環境の特異性と特例事項との関係が不明である。	右の提案主体の意見を踏まえて検討できないか。	特定鳥獣保護管理計画の策定時には、国指定鳥獣保護区を範囲に含む場合国に協議を行っているため、特定鳥獣保護管理計画に基づく調査調整のための捕獲については、道の許可権限として事務の簡素化を図っても、支障が無いと考える。	C	-	特定鳥獣保護管理計画の策定に伴う国への協議の内容は、個体数管理を行う上での基本的な考え方についてのみであり、具体的な捕獲頭数、使用する気法、捕獲期間等について個別に捕獲許可要件を判断できる内容の調整が図られるものではない。 したがって、特定鳥獣保護管理計画の策定時の国への協議が完了していることを持って、国による個別の捕獲許可にかかる許認可審査が完了したとすることは認められない。 なお、提案の理由は、県と国の許可に保存期間や条件が異なった場合、被害への迅速な対応に支障が生じることを回避するためと理解しているが、これに対しては適切な対応がとれるよう道とも協力して参りたい。	特定鳥獣保護管理計画の策定時にも一定の協議を行っており、特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲について、国間での必要性が不明確であると思われる。特定鳥獣保護管理計画策定に際して必要な調整を行うなどにより、提案の趣旨を実現できないが再度検討された。	申請者の負担を軽減するための方策について、引き続き検討をお願いしたい。	C	特定鳥獣保護管理計画は、特定鳥獣の保護管理目標の設定、総合的・体系的な保護管理の実施等、特定鳥獣の保護管理を行う上での基本的な計画を示した長期計画である。したがって、同計画の協議時点で、年度毎に捕獲場所・捕獲実施日、捕獲頭数、使用する気法、捕獲者数などの許可要件の審査を行うに足る計画を提出させることは事実上困難である。なお、申請者への迅速な対応等については、道とも相談しつつ、適切に対応して参りたい。	1588	15882060	北海道	野生動物保護管理プラン	国指定鳥獣保護区内での鳥獣の捕獲許可権限を道に委譲する。 (ただし、特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲のみを対象とする) なお、権限の移譲が行われた場合、それに伴う必要経費等の移譲も含む。	
環境省	1320190	サイエンスツアーの推進	-	現状では文部科学省(研究交流センター)主導により毎年科学技術週間の行事の一環として循環バスチャーター方式による独法の見学ツアーを実施しており、国立環境研究所も参加しているところ。	D-1	-	規制等はなく、とりまとめ省(機関)が科学技術週間以外の機会にもツアー実施を企画し、関係する独法が連携し、これに参加することにより対応可能である。なお、国立環境研究所では週間以外にも独自で施設一般公開を実施している。	提案内容が実現可能と解していないか。	企画に参加する他の独立行政法人との間のスケジュールの調整が付き、受け入れる側のスタッフの体制が整えば実現可能	D-1	-							1629	16292020	茨城県	つくばスミニアンプロジェクト	・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各府庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。 ・研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。
環境省	1320200	・研究施設の広大な敷地に通り抜け道路の整備を認めること ・研究施設の緑地を憩いの場及び災害時の避難場所として開放すること	-	・施設敷地内の出入り口は1カ所のみで、通り抜けができる構造になっていない。 また、敷地に沿って道路が設置されていることから、このような需要はないのではないかと考えられる。 ・職員、関係者、見学者以外敷地内への出入りは無く、一般には開放していない	D-1	D-1	・必要な予算措置が講じられ、一般交通としての安全及び危険な物質等が保管されている研究所としての安全性が確保されること前提のもと、実際に周辺住民からの要望があれば対応は可能 ・必要な予算が講じられ、一般的な公共空地としての安全及び危険な物質等が保管されている研究所としての安全性が確保されること前提のもと、実際に周辺住民からの要望があれば対応は可能	提案内容が実現可能と解していないか。 なお、災害時に周辺住民からの要望があった場合に避難所としての活用は可能か。	前回記述した予算及び安全性(避難場所としての適格性を含む)の確保が要望主体の責任のもと行われる前提において活用は可能。	D-1	D-1							1629	16292040	茨城県	つくばスミニアンプロジェクト	・研究施設の広大な敷地に通り抜け道路の整備を認めること。 ・研究施設の緑地を憩いの場及び災害時の避難所として開放すること。